

第3号議案

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

人事院勧告に準じ、市議会議員等の特別職の期末手当及び病院事業管理者の地域手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第4条 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成21年芦屋市条例第16

号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の15」を「100分の15.5」に改め、同条第6項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第6条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の15.5」を「100分の16」に改め、同条第6項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、第2条、第4条及び第6条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定による改正後の芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定(第2条第2項の規定に限る。)は、平成27年4月1日から適用し、第1条の規定による改正後の芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定(第2条第6項の規定に限る。)は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当等の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例等」という。)の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び第3条の規定による改正前の芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された

期末手当並びに第5条の規定による改正前の芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された地域手当及び期末手当は，改正後の議員報酬条例等の規定による期末手当及び地域手当の内払とみなす。

参 照

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

人事院勧告に準じ，市議会議員等の特別職の期末手当及び病院事業管理者の地域手当に係る支給率を改定するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 平成27年12月期の期末手当の支給率の改定

(第1条，第3条及び第5条関係)

次に掲げる条例を改正し，次の表のとおり支給率を引き上げる。

ア 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第5条）

イ 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（第4条）

ウ 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（第2条）

	改正案（公布の日施行）		現 行	
	6月期	12月期	6月期	12月期
	支給率	支給率	支給率	支給率
市議会議員	197.5/100	222.5/100	197.5/100	212.5/100
市長・副市長・教育長				
病院事業管理者				

(2) 平成28年度以後の期末手当の支給率の改定

(第2条，第4条及び第6条関係)

(1)に掲げる条例を改正し，次の表のとおり6月期の支給率を引き上げ，12月期の支給率を引き下げる。

	改正案（平成28年4月1日施行）		改正案（公布の日施行）	
	6月期	12月期	6月期	12月期
	支給率	支給率	支給率	支給率
市議会議員	202.5/100	217.5/100	197.5/100	222.5/100
市長・副市長・教育長				
病院事業管理者				

(3) 平成27年4月1日以後の地域手当の支給率の改定（第5条関係）

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例を改正（公布の日施行）し、地域手当の支給率を100分の15.5（現行は100分の15）に引き上げる。

（第2条）

(4) 平成28年4月1日以後の地域手当の支給率の改定（第6条関係）

(3)の改正後の条例を改正（平成28年4月1日施行）し、地域手当の支給率を100分の16に引き上げる。（第2条）

3 施行期日等

(1) 2(3)の規定は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(2) 2(1)の規定は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

(3) 2(2)及び(4)の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(4) 2(1)及び(3)の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された市議会議員等の特別職の期末手当及び病院事業管理者の地域手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び地域手当の内払とみなす。

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（公布の日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
（期末手当） 第5条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の197.5を、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。 <table> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月未満</td><td>100分の30</td></tr> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	（期末手当） 第5条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の197.5を、12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。 <table> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月未満</td><td>100分の30</td></tr> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（平成28年4月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
（期末手当） 第5条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>を、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。 <table> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月未満</td><td>100分の30</td></tr> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	（期末手当） 第5条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>を、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。 <table> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月未満</td><td>100分の30</td></tr> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（公布の日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
（期末手当） 第4条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月未満</td><td>100分の30</td></tr> </tbody> </table> 3 （省略）	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	（期末手当） 第4条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月未満</td><td>100分の30</td></tr> </tbody> </table> 3 （省略）	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（平成28年4月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
（期末手当） 第4条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月未満</td><td>100分の30</td></tr> </tbody> </table> 3 （省略）	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	（期末手当） 第4条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月未満</td><td>100分の30</td></tr> </tbody> </table> 3 （省略）	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表（公布の日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
（給与） 第2条 （省略） 2 給料及び地域手当の額は、次のとおりとする。 給料月額 110万円 地域手当 給料月額に<u>100分の15.5</u>を乗じて得た額 3～5 （省略） 6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月未満</td><td>100分の30</td></tr> </tbody> </table> 7 （省略）	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	（給与） 第2条 （省略） 2 給料及び地域手当の額は、次のとおりとする。 給料月額 110万円 地域手当 給料月額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額 3～5 （省略） 6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月未満</td><td>100分の30</td></tr> </tbody> </table> 7 （省略）	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表（平成28年4月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
（給与） 第2条 （省略） 2 給料及び地域手当の額は、次のとおりとする。 給料月額 110万円 地域手当 給料月額に<u>100分の16</u>を乗じて得た額 3～5 （省略） 6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月未満</td><td>100分の30</td></tr> </tbody> </table> 7 （省略）	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	（給与） 第2条 （省略） 2 給料及び地域手当の額は、次のとおりとする。 給料月額 110万円 地域手当 給料月額に<u>100分の15.5</u>を乗じて得た額 3～5 （省略） 6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月未満</td><td>100分の30</td></tr> </tbody> </table> 7 （省略）	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				